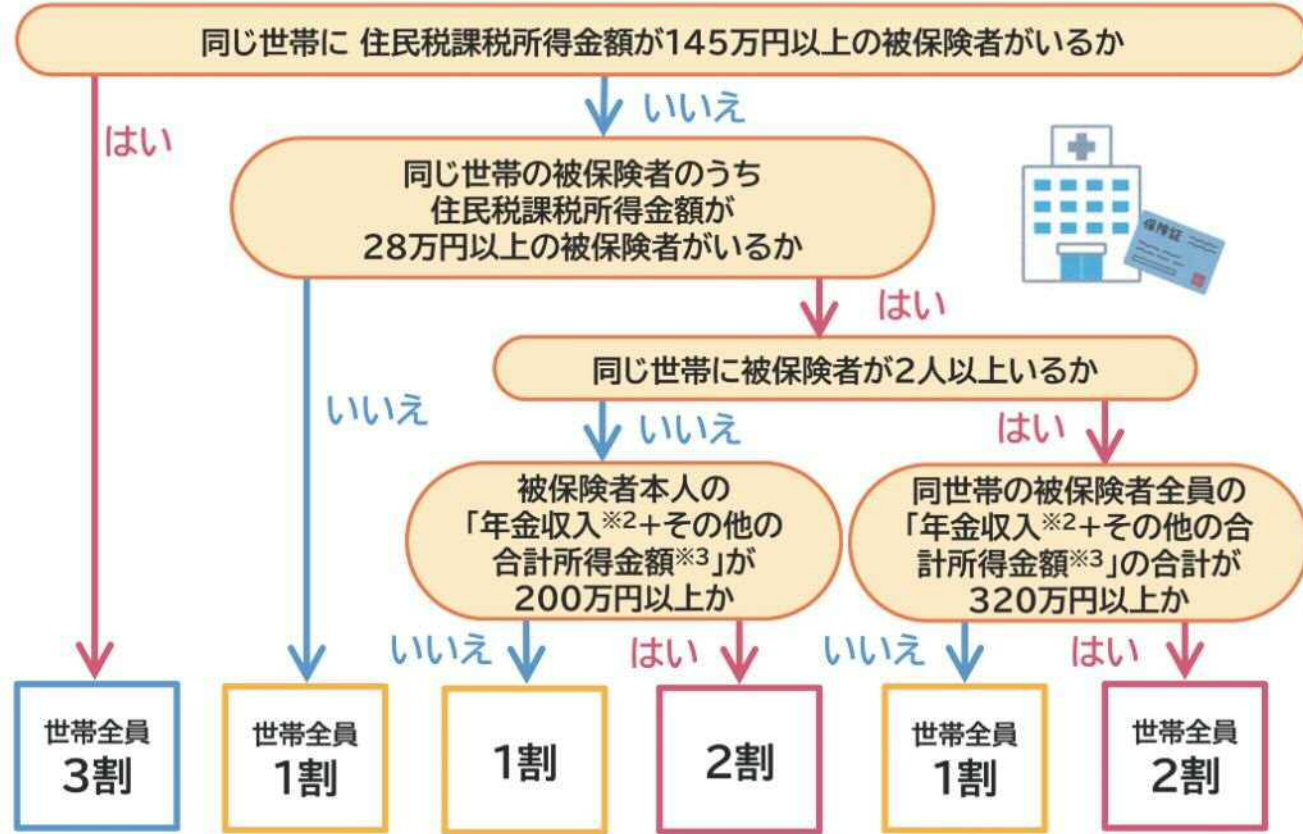


2 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療被保険者のかたの住民税課税所得※¹や年金収入※²などをもとに、世帯単位で判定します。



※1「住民税課税所得金額」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
 ※2「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
 ※3「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額
 ●非課税世帯のかたは1割負担となります。

3 令和4年度は被保険者証(保険証)が2回送付されます

	1回目	2回目
送付時期	7月下旬(全被保険者に送付済)	9月下旬(全被保険者に送付)
色	ピンク色	みどり色
有効期限	令和4年8月1日～令和4年9月30日	令和4年10月1日～令和5年7月31日

※ 令和4年10月から窓口負担割合が2割となるかたについては、**2回目の送付時に2割の保険証を送付**します。1回目の送付時と窓口負担割合に変更がないかたについても、2回目に有効期限の異なる保険証を送付します。

- 問合せ先 大河原町健康推進課保険給付係 (1階③番窓口) ☎0224-51-8623
- 今回の制度改正の見直しに関するコールセンター 厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719
受付時間 月～土 9:00～18:00

後期高齢者医療制度に関する大切なお知らせ

医療費の窓口負担割合が変わります

団塊の世代が75歳以上となり始め、今後医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いた約4割は現役世代が負担しています。現役世代の負担を抑え、国民皆保険を持続可能なものとするため、ご理解とご協力をお願いします。

令和4年10月1日から、一般所得者のうち一定以上の所得のあるかたは、医療費の窓口負担が2割になります。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のあるかた	2割
		一般所得者等	1割

現役並み所得者に該当しない、課税所得28万円以上のかたなどが2割負担になります。(被保険者のうち約20%のかた)

1 窓口負担割合が2割となるかたには、負担を抑える配慮措置があります

配慮措置が適用される場合の計算方法
(例)1か月の医療費総額が5万円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増 ③(② - ①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し(③ - ④)	2,000円

配慮措置:1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

- ▶ 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、2割負担による**外来診療**の負担増加額を月3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- ▶ 配慮措置の適用で払い戻しとなるかたには、事前に登録している高額療養費の口座へ後日払い戻します。
- ▶ 2割負担となるかたで高額療養費の口座を登録されていないかたには、**9月下旬に申請書を郵送**しますので、申請書に記載の内容に沿って口座の登録を行ってください。

⚠ 制度の見直しを悪用した詐欺にご注意ください!

- ▶ 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳などをお預かりすることは**絶対にありません**。
- ▶ ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- ▶ 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費者ホットライン(188)にお問い合わせください。

